

平成 2 2 年度 第 3 回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成 2 2 年 8 月 3 0 日（月）

午後 6 時～ 8 時

場所：総合教育センター 3 階 多目的室

会議次第

1 . 開 会

2 . 議 題

(1) 歳入の確保策と財政指標等について

(2) その他

3 . 閉 会

出席者

(委員)

田中会長

松尾副会長

伊東委員

北野委員

田爪委員

波多江委員

(事務局)

川村副市長

平寄理事

阪上理事

松井総合政策部長

肥爪教育管理部長

二宮政策室長

榊村政策室主幹

多田給与制度課長

山中財政室長

佐藤行政経営課長

開会 午後 6 時 0 0 分

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、平成 22 年度第 3 回伊丹市行財政改革推進懇話会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、皆様御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開催状況ですが、委員総数 7 名中 6 名の出席でございます。伊丹市行財政改革推進懇話会設置要綱第 6 条に基づき、本懇話会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は 5 名でございます。

それでは、これより議事に入ります。今後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 それでは、始めさせていただきたいと思います。

まず、本日の会議録の署名につきましては、D 委員と C 委員に、お願いいたしたいと思います。後日、事務局から、署名に伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思いますが、その前に本日の資料の確認を事務局からお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。混乱しますので、資料番号を言っていただけますでしょうか。

事務局 本日の会議資料の確認ですが、まず 1 枚目に次第、2 枚目に資料の一覧がございまして、次に資料 1 と右端にあります、扶助費の主な内訳。資料 2、指定管理者一覧表。資料 3、第 2 回伊丹市行財政改革推進懇話会に関する意見となっております。次に資料 4、懇話会スケジュール、資料 5、行財政プランの策定イメージ（案）となります。最後に財政指標及び用語の解説を配付させていただいております。

追加資料といたしまして、最初が生活保護制度の説明資料です。次に、平成 21 年度決算についての資料をつけさせていただいております。

会長 はい、ありがとうございました。

そういうことで、一応資料の確認をしていただきました。まず、第2回目の懇話会で皆様からいろんな意見をいただきましたが、何点か宿題が出ていたかと思います。それでは、前回の宿題につきまして、扶助費の前年度対比、それから指定管理者一覧につきまして、事務局からそれぞれ御説明をいただきたいと思えます。

事務局　よろしくお願いいいたします。

資料1、懇話会次第がついております資料の3枚目になります。ちょっと縦書きが横の表で、見にくくて申し訳ありませんが、資料1について御説明をさせていただきます。

前回、一般財源の事業費等をお示しさせていただいたのですが、前年度と対比して、伸びがどのようになっているかというご質問をいただき、事業費ベースの一般財源、いわゆる税ベースでの対比の表を作らせていただきました。全国的に行われている事業ということで、国の制度に基づく扶助費の主な内訳でございます。ざっと見ていただきますと、増減額で大きいものでいきますと区分の2番目の障害福祉費で、平成19年度から平成20年度に比べまして、増減額で1億8,500万円ほど伸びております。それに対しまして、一般財源ベースでは6,300万円ほど増減しておりますが、率で見ますと事業費は14%しか伸びておりませんが、一般財源でいきますと24.5%の伸びという状況でございます。

そのほか、大きいところでいきますと児童福祉費が、平成19年度と平成20年度を比較しますと増減額で4,100万円です。一般財源では1億3,300万円増えておりまして、事業費では1.2%しか伸びていないですが、一般財源ベースでは12.4%伸びているという状況でございます。この全国的に行われている事業の全国的合計、下から2行目でございますが、事業費ベースでは平成19年度と平成20年度の増減額が2億7,700万円に対して、一般財源では2億5,400万円ということで、額としては増減額がほぼ一緒でございますが、率に直しますと、事業費ベースでは3.4%、一般財源ベースでは12.5%と一般財源の伸び率が大きくなっ

ているのが特徴でございます。

次に、裏面でございますが、これが兵庫県および、伊丹市が独自に行っている、いわゆる単独事業という内容のものでございます。ここでは基本的に事業費は減っているのですが、伸びているものは、社会福祉費、いわゆる福祉医療といたしまして、高齢者の方、障害をお持ちの方、子どもさんをお持ちの方について、3割の自己負担部分の医療費を市でカバーするものでございますが、この増減額が平成19年度と平成20年度を比較しますと3,000万円ほど増え、一般財源ベースで見ますと1億円と増えております。伸び率で見ますと事業費ベースは2.8%、一般財源ベースで見ますと16.7%ということで、いわゆるこの福祉医療費の伸び率及び、増減額が一般財源ベースでは大きくなっているのが特徴でございます。単独の合計が一番下でございますが、事業費ベースでは1,400万円減、0.5%減と落ちているのですが、一般財源ベースでは6,100万円増、2.8%増と伸びておりまして、これは交付税などの措置がないので市の一般財源での持ち出し、扶助費の増につながっているという状況のものでございます。以上、簡単に説明させていただきました。

本日の追加資料をめぐっていただきますと2枚目に、生活保護制度という資料を本日お配りさせていただいております。生活保護制度は国の制度でございますが、どういう仕組みで行政が行っているのかという事を、簡単に1枚のペーパーにまとめましたので、また、ご覧いただけたいと思います。生活保護制度、扶助費の大きな要因でございますが、日本国憲法第25条と生活保護法に基づきまして、国の制度として健康的で文化的な最低限度の生活を保障するために設けられている制度でございます。

その下の、生活保護の仕組みでございますが、保護が受けられる場合につきましては、国で決めています最低生活費を収入が下回る部分につきまして、保護費、扶助費とも呼んでいますが、生活保護を支給しているという内容でございます。

次に裏面を見ていただきますと、どういう事業費で運営されているかということに記載しております。基本は国が4分の3、市が4分の1の事業費ですので、生活保護

が4億円かかる場合、国が3億円支払い、市が1億円支給するというような仕組みになっております。簡単ではございますが、扶助費及び生活保護について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 皆さん方、御質問あると思いますが、とりあえず指定管理者の説明も続けてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、指定管理制度一覧表について御説明させていただきます。

座ったままですみません。よろしくお願いいたします。

資料2の指定管理一覧表ですが、指定管理者制度ということですが、民間にできることは民間にという考え方のもと、平成15年に地方自治法が改正されまして、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認められる場合、条例の定めるところによって指定管理者に公の施設の管理を行わせることができるとされました。平成17年に、伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則の法整備がなされまして、本市におきましては、平成18年4月より本格的に実施をしております。これは、民間のノウハウの活用によって市民サービスの向上、それと経費の節減といった効果を見込んでおります。現在、この一覧表にある120施設を指定管理者制度により運営しております。簡単ではございますが、以上でございます。

会長 すみません。もう一度。120施設ですか。

事務局 120施設です。

会長 120施設というところの表との整合性は、これがトータルということ、120施設をカバーしているということですか。

すみません。この一覧表は、120施設との関係はどうなっているのですか。

たとえば、青少年センターなど地域の施設が複数あるということですか。

事務局 一番大きなものは、裏面のちょうど真ん中にまちづくり課が所管しております共同利用施設というのがございます。こちらのほうを一つの欄で書かせていた

だいておりますけども、市内に70施設ございます。

会長 はい。ありがとうございます。2点について御説明いただきましたけども、委員の皆様方、多分質問もあるかと思imasので、そうしましたら第1の扶助費の関係から、御質問等がございましたらお願いいたします。

A委員 生活保護制度の最低生活費というのは、具体的な金額は幾らぐらいでしょうか。

事務局 これはですね、その個人、年齢、それと世帯数によって違いまして、ちょっと手元に資料を持ってきてないのですけれども、例えば20歳の方でしたら幾らとか、60歳の方でしたら幾らという、それぞれの年齢の区分ごとにまず生活費という金額が設定されております。あとその方の世帯数によって光熱費などの項目にそれぞれ基準額をもっておりまして、世帯の人員と年齢構成によって決定されているという内容でございます。標準的なモデルで幾らというのは、今持っていないくて申しわけございませんが、仕組みとしてはこのようになっております。

A委員 大体でもわかりませんか。全然想像がつかないのですけど。どこかでホームレスのことについて書いてあったのですが、こういう制度があるのに、なぜホームレスの人がいるのか、ちょっと我々には理解ができません。

事務局 まず一番初めにテレビでも問題になっていたのですが、まず居住地、住所、家がある方が基本は対象でございますので、ホームレスの方はいわゆる家がなくて居住地がないので生活保護の制度では、対象になっていないというのが制度上の仕組みでございます。その後、全国的にいろいろ課題がありましたので、いわゆる居住地をテント村や集合施設など、いわゆる居住地がない方でも、どこかに住所地を定めて、そこを保護の対象にすればいいということで、ホームレスの方に生活の場を作り、生活保護制度を利用してもらう形で、現在国で取り組んでいます。

A委員 居住地がないというのはどういうことですか。

事務局 ホームレスの方は住所地および家がありません。現行では、家がない方

に生活保護を支給する制度には、なっていないという状況でございます。

A委員 居住地がないということは、家もないわけですね。

事務局 家がなくて、どこに住んでいるかわからないので、制度上支給する仕組みになってなかったと言えます。

A委員 家を持っている人よりも、ホームレスの方が、保護を必要とされているわけですよね、家もないわけですから。その方には支給せずに家を持っている方に支給しようということですか。

事務局 いわゆる居住地要件がございます。どこにお住まいかわからないので、どこの行政が保護するのかという問題にもなります。

例えば、入院などをされますと、居住地がない方でも、保護を受けることができます。参考で裏面に書かせていただいているのですが、それは市ではなくて、国が4分の3で都道府県が4分の1で、都道府県の管轄になって保護をするという仕組みでございます。ホームレスの方は制度のすき間に、はまっているという状況でございます。

会長 はい、ありがとうございました。よろしいですか。

B委員 関連しましてね。生活保護費で32億円ですね。伊丹市での受給者数、あるいは受給世帯数は、おおよそのところで平成20年度もしくは、平成19年度でも結構ですので、どのくらいになっているのでしょうか。

会長 ちょっと調べるのに時間がかかるようでしたら、後ほど回答ということはどうでしょうか。

A委員 指定管理者というのは、どのように決定されているのですか。また、どのような手続で決められているのでしょうか。

事務局 所管課で、先ほど申しあげました法律の公の施設の設置目的というものが個々にございます。その設置目的をより効果的に達成するため、いわゆる民間のノウハウを活かし、我々行政が行うより安価でより効果的に市民サービスがより大きいものになると認められる場合において、条例に基づきまして指定管理者制度の適用がさ

れるというところでございます。

A委員 宮ノ前地下駐車場を国際ライフパートナー株式会社に決定した経緯や、どのような手続をして、ここに決まったのかをお聞きしたいのですが。

一般に公募されるのか、それともあらかじめ市で見積って一番よさそうなところを選んでおられるのか。

事務局 指定管理者制度といいますのは、原則公募となっております。所管課で業務の内容等を告知いたしまして、応募のあった業者の中で選定し、決定されます。ただ、選定におきましては、議会の議決を得た上で業務を委託契約するという流れになっております。

事務局 補足しますと、この国際ライフパートナー株式会社につきましては、生活安全課で、このような内容で指定管理をお願いしたいということ、公募の仕様や要項を作ります。こちらは利用料金制と言いまして、市側が最高、例えば1時間300円という利用料の上限だけを決めて、あとの運用は業者で自由な提案をしてくださいという利用料金制の形をお願いしました。それに対し、数社の応募がございまして、その後、行政で選定委員会を開くのですが、行政職員だけではなく、地域の方に委員に入っていただくなど、経営的な面からは公認会計士の方に委員で入っていただくという形で、提案内容をそれぞれ審査していただいています。結果、審査の点数が一番高かったところをお願いしているという状況でございます。

A委員 これはどこか、広く募集されるのですか。

事務局 基本的には、「広報いたみ」や市ホームページを通じて公募させていただいている状況でございます。

C委員 補足すると、総合評価方式で、つまり一般競争入札ではないことを理解していただければいいと考えます。普通行政の場合、公示して例えば道路工事など、このような仕様で入札を行います。一般競争入札をするのではなくて、プロポーザルに基づいて総合評価で費用対効果の高いところをお願いするのです。

A委員 それはどのようなものですか。

事務局 あくまでも、公の施設といいますのは市の所有のもので、管理責任は市にございます。料金だけの判断でいきますと余りにも安く、それがかえってサービスの低下を招くということも考えられます。それぞれの御応募いただきました提案内容を価格だけではなくてサービス内容等も検討し、そのようなことから総合的な判断をして選定する形をとっております。

A委員 例えばスーパーマーケットでも、同じようなことが山ほどあるのですが、余り問題にはならないです。と言いますのは、ご説明のように決定したものが安いと質が悪いというケースがあります。もし、そういうところが入れば、すぐに発覚します。結果、二度と採用されないわけです。その競争原理を業者にわかっていただくということはいいのかと思います。それと、またこういうことをやっている業者もあります。当社のことを言いますと、ソフトバンクの子会社でディーコープというのがあります。そこは、清掃なら清掃業者をたくさん抱えておりまして、その中から競争入札で一番安くていいところを紹介しているところもあります。そういうところも御利用なさったら、もっと下がるのではないかと思います。当社はこれを採用しましておりまして、結果、劇的に下がりました。御参考までに。

事務局 おっしゃるとおりでございます。平成21年4月開始の指定管理が非常に多くございましたのは、平成18年度にスタートした時に改定時期がここに集中しておりまして、そのときに指定管理をお願いするとき、議会からも他社の選定に当たっては、全体を見ながら判断するようにと指摘をいただきました。もうそろそろ1サイクル、2サイクルと回ってくるような形の中にあっては、例えばある業者のサービスが悪ければ、今後出入禁止となる。そういうことの判断があってもいいのではないのでしょうか。要するに安くていいサービスしてくれるところに重点を置くべきでないかという議論もいただいているところでございますので、ただいま先生からいただきました御指摘なども踏まえながら、次の機会に考え方を反映していきたいと思っております。

ります。

会長 はい、ありがとうございました。

それによろしいですか。御質問ありますか。

C委員 ちょっと前後するのですが、今、指定管理の話が出ましたので、ちょっと指定管理の話を伺います。

これは、5年委託のものが主流ですね、比較的3年委託もありますけれども。委託期間の切れ目で、さらに事業費を減らす。私の経験では、なかなか最初のスタート時点で、余りに安い金額で公募してしまうと応募がなかったらどうしようということで、比較の実態といいますか、行政がこれまでかけていた事業費を極端に減らさない額で公募を行う傾向があると思われます。ただ、1回行ってみると、やはりもうちょっと事業費が少なくてもいける場合や、例えば上限額を、もっと下げてもいいのではというようなことが出てくるケースが結構あると思うのです。そういう意味で、この期間の切れ目で、更新の際に今後どの程度、事業費をさらに減らすというようなことが、この指定管理者制度を使ってできるのかということについての見通しをお持ちであれば御説明いただきたいです。

事務局 指定期間の最終年度といいますか、本市の場合でしたら3年もしくは5年の指定期間が主になっております。その最終年度で、ある程度指定管理者の方が慣れてこられたといいますか、効率よく管理運営をされるようになって、割と安価で、しかも先ほど申し上げましたようにサービスの低下を招かないで、逆にサービスの向上になっている。そういったようなものにつきましては、どのあたりまでが業者の工夫によって行われたものというのが、なかなかつかめないところがございませう。実際の決算額を見ましても、ここまでいけるとい判断がなかなか難しいところがございませう。ぎりぎりによって、指定管理者のモチベーションが下がるということも考えられます。そういったことも踏まえながら、指定期間中の推移の検証や期間中に、アンケートを実施しているのですけれども、そのアンケートの内容等を見まして、

このあたりだったらいいのかな、大丈夫かなという上限枠を設定していくべきだと考えております。

C委員　なかなか結構ですが、個別の話になりますけども、結構行政としても戦略的にいかないといけないと思います。やっぱり事業者は利益を効率的にオペレーションして、それなりに利益を出すという仕組みやノウハウをそれなりに持っていますので、やはりその辺はうまく個別に査定をしながら、モニタリングなども使いながら、適切な上限額を設定するなど、時期が変わるときの節目においては、やはり、かなり調査を実施することはやったほうがいいのかというふうに思っています。

会長　いかがでしょうか。

C委員の御意見に何かございますか、事務局からは、よろしいですか。

事務局　指定管理制度を運用して、いろいろ検討しているのですが、C委員がおっしゃるように効果を生むために、経費をどこまで縮減できるかというのは、財政サイドからすれば大きな課題でございます。いわゆる一定業者の提案も見ながら、市側も必要な部分は予算措置をしていきますけども、経費は節約できるところは節約しながら予算に反映していきたいと考えておりますので、総合的にみて、財政は少しでも最小の経費で最大の効果があるというのが良いという地方自治法の原点に戻って、指定管理を運営していきたいと思っております。

A委員　これは、平成18年度から平成22年度までずっとあるということは、指定業者は変わらないという意味なのですか。

事務局　原則3年間内容等は変わりません。特別な事業でない限り、変わらない額で設定しているのが原則でございます。

A委員　一度決まれば、何か瑕疵でもない限りは、ずっと引き続きという意味ですか。

事務局　瑕疵等がなければ3年間契約の場合、3年となります。

事務局　3年契約。3年のところは3年契約です。5年のところは5年契約。

A委員 いや、これ平成18年度から平成22年度までありますが、平成18年度から平成20年度は決算、平成21年度から平成22年度は予算とありますが、平成21年度以降はまだわからないという意味ですか。

事務局 すみません。平成18年度から平成22年度までございますが、それぞれ指定期間というのが、その左側の欄に記入させていただいております。

A委員 これがそうですか。

事務局 その指定期間中については、先ほど申し上げたように原則変わらないような形になっております。指定期間が変わる折に、再度内容を精査しまして、価格をその際に設定をするようになっております。

C委員 そうしたらこの資料の中では、平成21年度から平成26年度の5年間というのは、18、19、20のところで切れ目があるということですよ。それで、21から22っていうふうが続いている。ですから、例えば、真ん中辺にあるスポーツ振興課の体育館施設だと、18、19、20が同じ金額6,500万円が、並んでいて、21から6,400万円にちょっと下がっているというところが多分節目だったのかなと思います。僕は下がり方としては、結構甘いのではないかと思います。一方で、平成21年度からローラースケート場は増えています。個別の議論する場ではないと僕は思うのですが、ちょっと、この節目を見ても、他市の取り組みに比べればちょっと甘いのではないかというのが、僕の印象です。

会長 ちょっと質問ですが、上のこの二つですかね。平成21年度から横棒が入っていますよね。これは利用料金制に移行したということですか。

事務局 はい。

会長 それで、金額が入ってこないということですか。

事務局 委託料としては、支出がなくなっております。

会長 下の文化振興課のところの非公募のところも、一応利用料金制に移行したというように書いてあるのですが、これは何で金額が出てくるのですか。どの差でこ

のようになるのですか。利用料金制に変わったということは、ここは横棒にならないのですか。

事務局 文化振興課につきましては、歳出、いわゆる事業費から歳入を引きますと、どうしてもまだ財源不足がございます。それに利用料金制でいくらか歳入が膨らんだとしても、まだ全事業費から財源不足がございますので、その財源不足を一定委託料としてお支払いいたしております。

A委員 ライフパートナー株式会社の欄のバーということは0円という意味ですか。

事務局 こちらのほうは、支出はないということです。

A委員 収入は。

事務局 はい。そのかわりといいますか。一方で、4,000万円の利益を通常生むであろうと考えまして4,000万円の歳入をお願いしております。

A委員 この平成20年度までは、これだけ市が負担していたけれども、利用料金制にしたら収入が増えたということですか。

事務局 すみません。説明のほうが不足しておりまして申しわけございません。平成20年度までの収入は、直接市に入っております。

事務局 予算決算とは直接関係がないのですが、参考までとして聞いていただきたいのですが、係数化して7,000万円の収入を当市に納めていただいている、うち3,000万円を委託料として払っていたという状況で、当市に4,000万円の利益があったものです。利用料金制というのは業者で7,000万円の使用料が全額取れますので、委託の経費などもそれぞれの会社で引いて4,000万円の収入だけ納めていただくというような形へ仕組みを変えました。

A委員 差し引きした場合、あんまり変わらないのでは。

事務局 それは、今わかりやすいように同額で説明しましたが、収入額に大きな乖離はなかったと思われれます。

会長 平成20年度は、まだ指定管理者ではなく、直接委託を行っていたのですか。

事務局 指定管理者制度は利用していたのですが、利用料金制ではなくて収入は市に納めていただいて、必要な経費は委託料としてお支払いしていました。

会長 要するにプラスアルファ、要は差し引きしたから、ここがバーになっているということですか。

事務局 結果、経費が出てなくなりました。

会長 それに対して、下のほうは、利用料金制にしているが、それでもやはり市のほうで負担している部分があるので、ここで金額が出てきているということなんですか。

事務局 これも単純に係数化してみますと、いたみホールでは、平成21年度決算が約2億1,000万円ですので、2億1,000万円に対して4,000万円の収入があったという状況でございます。2億1,000万円から4,000万円の収入を差し引いても、まだ1億7,000万円という経費を委託料として支出しなければ運営ができないという状況でございます。

D委員 指定管理を行っているのですが、やっぱり感覚がちょっと行政という感じがします。また前回からずっと話しに出ていたのは駐車場の赤字です。赤字ですというお話からスタートだったと思うのですけれど、民間だったら、赤字です、終わりじゃなくて努力していますというところから、この資料を出していただいていると思います。先ほどのC委員のお話ですけれども、利用料金制になったということは、入りと出が、一緒だったら、努力しているところが見えないというか変わらないと思います。多分、利用料金制に移行したということは、委託者が頑張ったら頑張るほど、黒字になりますという、激励の意味でもあると思います。

事務局 今、D委員がおっしゃったように、仮の状況でお話しするのは申しわけないのですが、伊丹市の一般会計に、7,000万円の収入があって3,000万円

の経費を払って市側に4,000万円のプラスがありました。これを利用料金制にしたことによって業者側が、8,000万円の収入を上げて経費が3,000万円でしたら5,000万円儲かるわけでありまして。それで伊丹市に4,000万円しか納めなければ1,000万円の業者の取り分になるというふうなプラスの例で、利用料金制を導入したところもあります。逆に収入が6,000万円しかなくて経費が3,000万円かかった場合、伊丹市に4,000万円納めるとプラスが3,000万円しかないから1,000万円損をします。そういう危険と裏腹に、こういう制度を導入させてもらって、業者のイニシアチブも期待したという制度です。

D委員 割と全国的にこのように利用料金制へ移行しているのですか。

事務局 利用料金制は導入され始めたところですので、徐々に増えていくとは思っております。

会長 そうすると駐車場に関しては、市側としてはプラスだということですか。今のお話ですと。

事務局 一応、プラスになるという考えで、この提案を受け入れさせていただきました。

会長 いいでしょうか。

ちょっと一つだけ、生活保護に関して言うと、伊丹市のこの最初の資料ですと、平成20年度のほうが減っているというふうに出ているのですが、これではよろしいのですか。全国的な傾向から、何となくイメージ的に言うと、保護の経費が増えているようなイメージがあったのですが、ここの数字見ていますと減っていますよね。

事務局 裏面の単独のほうは、減っているのですが、表のほうでは。

会長 ああ、これ違うのですか。表のものは増えていますね。失礼。

事務局 両方合せると若干なのですけれど。

会長 若干ですか。

事務局 ちょっとすみません。両面で見にくくて申し訳ありません。

会長 若干増えているのですね。

事務局 先ほどの御質問の生活保護の人員ですけれども、平成21年度の決算でいきますと1カ月当たり月平均で2,205名でございます。単純に生活扶助費をこの人数の月平均で割りますと、大体月一人当たり、生活費だけですけれども5万2,000円ほどの金額になります。それに住居費などの部分が加算されていきますが、生活費だけで見ますと大体一人当たり5万2,000円というのが平成21年度の平均でございます。

B委員 保護を受けられている方は伊丹市人口の何%ですか。伊丹市の人口は現在、20万人くらいですかね。

事務局 現在、保護の割合は1.1%くらいです。昔、保護がこれほど伸びる以前は、パーセンテージではなく、千分の1の単位であるパーミルであらわしていたのですが、最近パーセンテージでも表せる数字になってきているという状況であります。

C委員 扶助費のところですが、兵庫県、または伊丹市が独自に行っている事業の中で、伊丹市がやめようと思えばやめられる事業というのがあれば、ちょっと区別していただきたいのですが。伊丹市の単独事業ですね。

事務局 福祉医療費は、県の制度と連動していますので、これは伊丹市独自ではなかなかやめにくいです。障害福祉の中の市バス乗車証は、市の単独でございます。重度障害者介護手当は、県の制度でございますので、市単独では難しいと思われま。障害者のタクシー助成は、市の単独です。障害者福祉金は0円になりました。これは前回の行革で廃止にさせてもらったものでございます。老人福祉費につきましても、市バスの乗車証は市の単独でございます。養護老人ホームの措置委託は市の単独事業なのですが、これはいわゆる国の三位一体改革で、補助事業から交付税措置に変わったものでございます。高齢者の高齢者特別給付金につきましては、県の制度でございますので、市の単独事業ではございません。高齢者の救急通報システムにつきましては、市の単独事業でございます。高齢者の介護サービスの利用補助等につきましては、

その他の事業でまとめておりますので、県の制度と混ざっているものは、また詳細を調べさせていただきます。公立保育所の運営費につきましても、先ほどの養護老人ホームと同じように国の制度であったものが、いわゆる三位一体改革により、一般財源化されましたものですから、市の単独事業ですが、交付税措置があります。私立の児童福祉施設の補助につきましては、全く市の単独事業でございます。つつじ学園ときぼう園の運営費につきましては、これは県の事業でございますので、市の単独事業ではございません。生活保護費の法定外扶助につきましては、市の単独事業でございます。災害救助費の災害見舞金につきましても、市の単独事業でございます。小中学校費の要保護準要保護児童生徒扶助でございますが、これも一部は国なり県の制度がございますので、すべてが全く市の単独事業ではございません。

Ｃ委員 最近、大阪府などが、行っている事業を廃止して、そのあとは市が実施してくださいというような問題が幾つか出ていますけども、兵庫県の場合はそういう心配はありますか。

事務局 実は、兵庫県もでございます。それは県に追随して廃止や、市が県で廃止した部分を加算して事業をやっているという内容です。扶助費ではありませんので、ここには載っておりません。

Ｃ委員 扶助費というと。

事務局 扶助費では、福祉医療費ですね。この福祉医療費は県がかなり見直しをされましたので、市のほうがマイナスになっておりますのは、市が県に合わせて、どちらかというと追随して制度を改正させていただきましたので、事業費も落ちているという内容でございます。

会長 はい。よろしいでしょうか。今日もいろいろと議題がございますので、もし今、質問がございましたらどうぞ。

指定管理者は、よろしいですか。非公募の部分は、これは特にこれでよろしいですかね。原則公募ということですが、これはこれで理由があればよろしいわけですね。

理由があれば、非公募でもいいということなのでしょうか。

事務局 原則、公募となっております、それ以外に例外としまして非公募、公募によらない選定をする場合は、条例で定めてございます。

会長 それはしっかり議会で議論いただいた上で選定しているということによろしいですか。

ちょっと、先に議題がございますので、進めさせていただきたいと思います。

本日は歳入の確保策につきまして、前回に引き続き、御議論をお願いしたいと思っておりますが、今日は決算が出ておりますので、事務局から簡単に決算の御説明いただきたいと思います。

事務局 それでは本日の追加資料をめぐっていただいた次のところに、平成21年度決算のポイント以下、幾つか資料を御用意させていただいておりますが、時間の関係もございましたので、ポイントだけを簡単に御説明させていただきたいと思っております。

平成21年度決算のポイントの1枚目の1の総論ですが、この四角で囲っているところが決算の内容でございます。本当に簡単で申しわけないですが、一番上から平成21年度の決算、いわゆる実質収支これが黒字、赤字を判断する額でございますが、3億2,881万円でございます。これは、阪神淡路大震災のときの平成7年度の決算のとき以来2番目に低い数字ということは、黒字であってもちょっと苦しかったという内容でございます。

2番目が一番大きな特徴でございますが、平成21年度は企業業績の悪化の影響を受けており、特に法人市民税が17億7,286万円と昨年度に比べて、12億1,605万円、40.7%の減となりまして、過去最大の減少額及び減少率となっております。

歳出につきましては、人件費総額でございますが、前年度に比べて9億円強減少いたしました。歳出総額に占める人件費の割合が20.3%と、震災以降で2番目に低い

割合になっております。決算に占める人件費の割合が震災という特殊性を除けば、一番低い割合でございますので、少ない人件費で頑張ったのではないかというふうに分析しております。

一方で、今御議論をいただきました生活保護や障害者（児）の福祉サービス費などの扶助費が増加しております。昨年は、定額給付金や子育て応援特別手当の支給がございましたので、この扶助費と補助費が、いわゆる過去最大の規模の決算額及び構成比となりました。平成21年度につきましては、国の経済対策事業として緊急雇用等々の事業で、248名の方の新規雇用を創出したところでございます。

次でございますが、これまでも財政の資料で御説明させていただいておりますが、財政基金の残高、いわゆる貯金の残高は約35億円と平成17年度以降増加しておりますが、病院事業会計等に貸し付けているため、実質的な残高は約7億円の現金しかないということで、昭和53年度以来の低い額にとどまっております。

あと、市の借金に当たります地方債でございますが、いわゆる一般財源、税等で返します建設のための普通債につきましては、年々減少しております。平成12年度のピークと比べると約4分の3以下の水準になっております。普通交付税等で措置していただく臨時財政対策債などの特例債の発行が昨年と比べ、15億4,000万円増加しましたので、いわゆる普通債、特例債をあわせた市の地方債の現在高は7億円ほど増加しているという状況であります。

あと、2枚目以降につきましては、詳細な内容を示しておりますので、また見ていただけたらと思っております。

次にホッチキス留めの決算のポイントの別添資料でございますが、この1枚目の下表の経常収支比率ですが、98.7%と、昨年度と比べても0.8ポイント増加しております。この辺が当市にとっては財政的なウィークポイントというふうに思っております。

あと、ちょっと財政健全化の資料は飛ばさせていただきます。最後に、現在取り

組んでおります行革の効果額を簡単にまとめた1枚ものの資料でございます。平成21年度につきましては平成18年度からスタートしております当初計画の当初予算の計画額が、27億9,500万円に対しまして、その計画が今も効果が続いているというふうに見まして、平成21年度決算額では28億4,600万円と、ほぼ計画に見合う改善効果額を生んでいるという形で分析をしております。平成21年度決算に関する資料の説明は以上でございます。

会長 はい、ありがとうございます。決算につきましては後ほど、皆さん方御質問等いただきたいと思えます。

ちょっと、資料につきまして御説明だけ、先にさせていただきます。資料3ですね。資料3につきましては第2回目の懇話会に関する御意見ということでいただいております。各委員からいただいた質問、あるいは御提案等につきまして配っていただいておりますが、E委員、それからD委員ということでお配りしております。これはまた、1個1個御説明するのはちょっと時間がかかりますので、あわせて見ていただければと思えます。

あと、資料としましてはスケジュールと行財政プランの策定イメージということで資料5をいただいております。これもあわせて見ていただきながら、どういうところを一体議論しているのかということもあわせて全体像を見ていただきながら御議論いただきたいと思えます。

また策定イメージについては、あくまでも事務局の案ということでございまして、議論の中で、この辺をもうちょっとこうしたほうがいいのではないかとということがあれば、ぜひ、御意見もいただきたいと思えます。

それから、先ほどの決算等の関係でいいますと、財政指標及び用語の解説という資料もつけていただいておりますので、この辺もちょっと参考にさせていただきながら、さらに御議論をいただきたいと思えます。先ほどの決算説明では、少し時間の関係で、ポイント部分の説明をいただきましたけれども、やはりこれからの議論の中で、決算

がまず、どうかということも踏まえながら御議論していただくのが非常によいのではないのかと思います。たまたま本日記者発表していただいた決算資料を出していただいたということで、そういう意味では非常にタイムリーな対応をしていただいているのではないかと思います。まだ時間がございますので、この辺の決算の中身も含めまして、さらに御議論いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

D委員　ちょっと聞き漏らして申しわけなかったのですが、別添資料のところ、ここがポイントとおっしゃったのはどの欄のところですか。

事務局　平成21年度決算ポイント別添資料の1ページ、ローマ数字の、主な財政指標（普通会計ベース）の推移の経常収支比率の欄の平成21年度、一番右から二つ目の98.7%、これが平成20年度の97.9%と比べると0.8ポイント上昇して、この辺が経常収支比率の高いというのが伊丹市のウィークポイントかなと思っております。

D委員　ありがとうございます。

会長　いかがでしょうか。

A委員　平成21年度決算のポイントのですね。四つめのですが、248名の新規雇用を創出と書いてあるのですが、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

事務局　失礼します。これは国の厚生労働省が不況の雇用対策で、全国的に行った制度でして、ここに書いていますが、ふるさと雇用制度と緊急雇用制度と二つあります。緊急雇用制度というのは原則半年間の雇用を生み出すという制度です。各市町村で、都道府県とは別に、都道府県と市町村で短期的な仕事を作り出して人を雇います。また、ふるさと雇用再生事業というのは、原則1年の雇用を、仕事を生み出して人を雇います。ふるさと雇用については民間に委託して雇います。緊急雇用は、役所が直接雇うか、あるいは民間に委託して雇います。そういう雇用創造の事業でして、全国で数字は忘れましたが、それが各都道府県に配分されまして、当市にもあわせ

て約1億3,000万円が配分されました。

A委員 どういう仕事なのですか。

事務局 単純に言いますと、短期的な仕事です。例えば一つありましたのが、屋外広告物の調査を行う中で、いろんな看板がありますので、看板がどんな大きさのどのような看板がどこに立っているというのを、全部調査する仕事です。あるいはふるさと雇用でしたら、音楽ホールで持っている民族音楽の資料をデータベース化することなどです。あとは、商工会議所に委託して、地域ブランド商品を開発するというものです。そういったいろいろな工夫して仕事づくりをして、人を雇いなさいという事業が平成21年度から3年間ございます。

A委員 今おっしゃった例を挙げてそれも公募されるわけですか。今、聞いただけでも誰にでもできる仕事と違うようですが。

事務局 原則は職業安定所に仕事を出して、職業安定所で雇っていただきます。

A委員 公募みたいなものですね、ただ、データベース化ということも、そういう知識がなければできませんよね。

事務局 ですから、データベース化専門業者に委託して、人を雇うのは職業安定所を通して失業した人を雇うことになります。

会長 よろしいでしょうか。

これは、ちなみに参考までに教えてください。この金額というのは、全額国の補助ですか。それとも、市側の持ち出しはあるのですか。基本的には市の予算は、全額国の負担で行っている事業なので、市の財政に関して影響はないということですね。ただ、全体として経済対策としては非常に効果があるので、全額国のお金で行っている。そういうことですね。

今日は歳入ということでございますので、特に歳入のあたり、もし何か御議論がありましたら、ぜひお願いしたいなと思っております。

市税は、かなり厳しい減少状況であるということでの分析があるわけでございます

が、今年度どうするかという議論をした場合、かなり昨年に比べ、少なくとも余り好転しているようには、私自身は余り思わないのですけども、この辺、何か事務局では、なかなか絶対数っていうのは難しいと思うのですけども、どんなイメージをお持ちでしょうか。来年度以降の歳入ですね。当然予算を組んでいかなければならないわけで、これは国も同じ状況ではないかと思うのですけども、どうでしょうか。

Ｃ委員 特に法人税です。多分、今年の３月決算は、業績が悪い会社が多かったと思われま。受注型の製造業などは、決算が半期遅れでやってきますから、今期の決算（平成２２年度）も、かなり厳しいですね。また、来年の３月決算もかなり厳しい会社が多いはず。そうすると、今年はさらに悪くなるし、もう１、２年ですね、仮に今年より景気が好転したとしても、来年は厳しいという状況なのかなというふうに僕は理解をしています。

事務局 おっしゃるとおり、基本的にはまず、今年度決算の概要を説明申し上げましたとおり、法人税が平成２１年度決算では過去最低ぐらいの水準になりました。これを受けまして、平成２２年度には、個人市民税が大きな減少を記録しております。これは、やはり企業業績が落ちて、その影響で今度は個人所得が、落ちたという状況でございます。今年度の法人税収入の見込みは、現在の上半期まで見た形では、大体予算確保はできていると思っております。しかし、これからの下半期になりますと、今話題となっております円高関係などによる業績不振というのが考えられます。特に本市の場合、住友さんやルネサスさんなど、非常に為替の影響を受ける企業も多々ございますので、こういったあたりについては今後注視していく必要があると認識しております。

それから、今お話がありましたように民間企業の設備投資、固定資産の償却資産というところに影響してくるわけですけれども、こちらのほうにつきましては、各業界によって違うのですが、本市の場合、やはり関西圏でもおおよそ底を打ったというような報道もあるのですが、企業の設備の再投資という点からしますと、なかなか期待

ができていないような状況でございます。なお固定資産となる償却資産については、まだ戻りがないと思っております。これは来年度以降も厳しい状況が続くだろうと思っております。

それから、いわゆる固定資産税の関係になりますと、土地の評価額が下がれば、固定資産税も下がりますので、若干変動はあるのですが、安定した財源と言えると思います。ただ、滞納が非常に増えているような状況も現実でございますので、今回も御議論をお願いしているところでございます。いわゆる税収の確保というときに、調定額は、課税の額を設定できるのですが、実際にお納めいただく額に滞納が増えています。そういうところも今後は、注意して行わなければならない分野だと思っております。

会長 ありがとうございます。委員の先生の中には、特に経済状況について詳しい先生もいらっしゃるかと思います。いかがでしょうか。今の事務局の御説明につきましてご意見、ご質問はありますか。

今の事務局の説明の中でありました、市税の収入確保を引き続き、本日も御議論いただきたいと思います。もともと、入ってくる税収がかなり厳しい状況であるということですので、しかも、滞納額も徐々に増えてきているというようなこともございます。そういう意味では、今後どうしていくのかということも一つの大きな課題ということは前回から話に出ております。

しかし、全般として経済の景気が上向いてきて、全体の課税客が増えてくることがまず大事です。しかし、仕分けは行っていかなければならないと思えますけど、やはり国全体でどうするのかという議論も当然必要になってまいりますので、市だけでは限界もあるというところが、なかなか悩ましいところという気はしております。特に、経済環境等、非常に日々動いているような、そんな状況でございます。先生方、いかがでしょうか。

作業としては、もちろん今年の予算に対してどのようになっているか、また、決算も同様、要は確保策などを盛り込まなければならない。それと平行して来年度以降ど

うするかということも行わなければならないわけですが、予算としての策定作業は、通常の作業でいいますと年末ですか。全体の見通しがつくのは12月ですか。それとも1月あたりですか。

事務局　ご存知だとは思いますが、市の行政というのは大体国や県と連動してくるものが多いので、本来であれば国で決定された後、県で決定され、それを見ながら市が策定するというのがベストでございます。ただ、これを待っていますと、5月や6月ぐらいになってしまい、予算が組めないということになります。現実的には市の場合、大体12月くらいまでに各部局とのいわゆる予算のヒアリングを行いまして、年末ぐらいにはおよその財政の案というのを固めます。年明けぐらいに市長への説明を行い、いわゆる市長査定を通して、原案を1月中頃から1月末ぐらいには固めていくという作業となります。したがいまして、この段階で税収について大体の見通しがわかります。それから歳出についても、いろんな情報から得てきた国の変更や県の変更点については見通しというような状況を決定するのが当初予算のスケジュールとなってきます。今申しましたとおり、国や県が最終的にどういう形で予算を組んだかという情報を入手していきますと、大体6月から9月になりまして、いわゆる補正予算という形で、修正をかけていくというような形が市の予算の組み方になってきます。

会長　はい、ありがとうございます。ちょっと確認ということで皆さん方に予算の作業について、より知っていただくということで、確認させていただきました。そうしますと要は、歳入は国や県の制度に連動して決まってくる部分と、それから伊丹市独自施策の部分ですね。あるいは取り組みによって努力次第で確保できる部分と両方あると思います。

どうですか。今日は感覚的な話になって恐縮ですが、やはり今の経済状況の中で、要するにどのぐらい税収が上がってくるのかというのが、かなりの部分で規定されるようなイメージがあるのですが、そういう中で、伊丹市独自の取り組みの中でどのように確保していくのか。なかなか表現が難しいのですが、どうでしょうか。

事務局　今、会長がおっしゃいましたとおり、大きな話でいくと、例えば法定外普通税をつくるということも議論上はできますが、第1回目の時に申し上げましたが、今回この場ではそこまでは踏み込まないような形で、まず整理をさせていただきたいと思います。今回、資料を再度お持ちいただき大変恐縮だったのですが、最初の方に御説明しました、いわゆる税の確保、それから今申し上げましたが滞納の管理、こういったようなあたりというのは市独自でできる話ですし、また市でやっていかなければならない分野だと思えます。いわゆる滞納の整理、あるいは市で未収金と呼んでおりますけど、市税だけでなく、例えば保育料でありますとか、あるいは公営住宅の使用料など、こういった滞納管理というものを市全体で取り組んでいかなければならないと思えます。したがって、こういったあたりについても御意見を踏まえながら、これはまさにすぐ行える話でございますので、先ほどありました当初予算の中でも、この御議論を踏まえながら、しっかりとした対応は入れていきたいと思っております。

会長　いろいろと事務局のお考えも引き出しながら、御議論していただこうと思うのですが、いかがでしょうか、先生方。

Ｃ委員　今年策定する予算については、市税収入はかなり低い額で予算組みをしなければいけないというように理解をしてよろしいのですね。もしそうであれば、収入確保策を何もしない場合、何億ぐらい減らさなければいけないのですか。

事務局　本日スケジュール表をお配りさせていただきましたが、今の段階では、国の税制改正などの動向も見えませんが、中期収支見通しという形の中で、来年度の予定税収見通し、それから歳出見通し、また今後における数年間の歳出見通しというものを、11月下旬ぐらいに予定しております第6回目の懇話会には少なくともお示しをさせていただこうかと思っております。

Ｃ委員　例えば、先ほどの話にあったような法人税収入が減ってきており、今年もそれほど期待ができないわけでありまして、さらに個人の市税収入も減るわけでは

よね。ですから、そこに対する厳しい感覚というのはどれほどお持ちでしょうか。国や県の動向は確かにあるのですが、それを除いて市で対応できる範囲において、やはり何億ぐらいの歳出減というのは余儀なくされるというようなことが、ちょっと知りたいと思って質問させていただいたのです。

会長 何と申しますか。何億円というところまで出すというのは、なかなか難しいのではないのでしょうか。しかし、その一方でやはりこういう経済状況でかなり厳しくなっているというのはわかるので、現行制度の枠が維持されたとした場合、どの程度になるかというのはちょっと難しいと思うのですが、ある程度見通しのようなものがそもそも立てられるのかどうかという、そういうことだと思っております。

事務局 ちょっとこれは、感覚的なもので申しわけございませんが、今、これは私の試算でしかないのですが、例えば今年の見込みであっても、今申しましたとおり、個人の減収というのが大きくなるだろうと思っております。今申しましたとおり、固定資産税の償却資産、これは設備投資、いわゆる新規投資がほとんどございませんので、こういったあたりが大きく減ると思われまして。また、たばこ税についても10月から値上げに大きく影響してくると思われまして。こういった影響も受けることから、今年度においてもやはり決算対比でいくと、平成21年度決算よりは平成22年度決算のほうが、まだ厳しくなるのではないかと考えております。それは10億単位の話は出ないのしょうけれども、予測的には、やっぱり一けた台での数億円の減収は、今年度の決算で決算対比に出てくるだろうと思っております。そういった意味でいきますと、来年度当初予算もこれが発射台になるという仮定であれば、やはり10億円まで行ったら困ると思っておりますけど、少なくとも一けた台での減収は発射台としてのスタート地点になっているのかなというふうに思っております。

A委員 よろしいでしょうか。我々民間も同じだと思っておりますけども、入ってくるお金が少なければ、出るお金を減らすしかありません。そういう意味では、前回のときも話題になったと思っておりますけども、市バス老人無料乗車証に5億3,000万

円ですか。前のときにもこれが話題になり、私も数字を見てびっくりしたのですけども。どうでしょうか、この辺。

市バスを持っておられる市の中で伊丹市が一番小さいと、前回にお聞きしたような記憶があるのですけども。違いましたでしょうか。

事務局 すみません。今、手元に何もありませんので、次のときに全国で市バス事業をおこなっている地方団体の一覧をお示しをさせていただきたいと思います。

A委員 前のときに、何かそういうことを聞いた記憶があるのですが、何が言いたいかという、私の思いですけれども、やはり小規模であれば、どうしてもコストアップといえますか、コストがかかると思います。ちょっと走らすことに対するコストは大阪市など大規模で行っている自治体と比べると、どうしても高くならざるを得ないと思うのです。だから、例えば、老人の方に配っておられる老人無料乗車証利用者と普通に乘っておられる方との比率はどのようなものですか。

事務局 ご存知の方もおられるかと思いますが、老人無料乗車証には、いわゆるICが付いておりませんので、老人無料乗車証をお見せして乗っていただくという形です。お叱りを受ける点もあろうかと思いますが、現実的に何人の方がどこから御乗車になっているかというのは現実的に今把握できてない状況でございます。今、5億3,000万円を実際に高齢者の方がお支払いになるのに変わって市がお支払いしております。これも現実的に一人200円でございますので、割っていただくと延べ何人乗っているかということになりますが、現実的にその方と比べて多いのか少ないのかということのも、実際わからない状況でございます。

事務局 5億3,000万円の根拠はですね、平成6年ぐらいに調査をしまして、そのときの割合で5億3,000万円が出ているということで、月7.3回ぐらいの割合で乗っているということだったと思います。詳しいことはまた次回お知らせしたいと思います。

それと、高齢者無料乗車証についてはですね、市バス事業としてやっているのでは

なく、高齢者福祉の一環として行っております。高齢の方々への元気を出していただく事業として行っているということで、一般会計の福祉の事業として御理解をお願いしたいと思います。

それと、冒頭にありましたバス事業をおこなっている都市は、10年前では39都市で公営交通としてバスや地下鉄事業を行ってございましたが、現在、それが30都市ぐらいになっております。おっしゃるとおり、財政規模で伊丹市より小さなところは既に民間へ移譲し、撤退をしているというのが今の状況でございます。

A委員 みんな要ると思うのですが、そう言っていると減りません。多分、どこかの公営企業も、我々の会社でも、要るか要らんかという、みんな要るという話になってしまいます。どこで線を引くのかと思うのですが。

事務局 市バスを持っていない宝塚市は、市長部局一般会計の事業として、高齢の方々に阪急バスなどの回数券を支給しているように聞いています。

A委員 バスの話ばかりになりますが、市バスとしての損益はどのようなものでしょうか。

会長 バス事業ですね。いわゆる交通事業の現状ということかと思えます。バス事業などは、いわゆる公益法人で行っておりますので、ここでの議論は恐らくどれぐらい一般会計からの繰入金があるということだと思います。

事務局 市バス事業としての収支ということですが、平成21年度決算において、先ほど申し上げた高齢者無料乗車証の数字等々、路線の補助も入れまして、収支は図られているというのがこの2カ年の状況です。ただ、それは今申し上げたように高齢者無料乗車証で5億3,000万円、市から補助をしております。あるいは、路線についても、不採算路線補助などを入れて、事業として成り立っているというのが現状ということですよ。

会長 そうでしたら、一般会計からの繰り出しはあるということですね。基本的には、どれぐらいですか。

事務局 当市バス事業の平成21年度決算の損益決算書でいきますと、純利益が1億900万円出ております。その内訳を見ますといわゆる営業外で他会計補助金要するに一般会計から、これは赤字路線補助という形になりますが、約2億2,000万円措置されております。それから、今申し上げました5億3,000万円については、営業費用の中の運賃収入として入れておまして、これが5億3,000万円、いわゆる料金収入として入っている形になっております。今申しました5億3,000万円は料金収入としてカウントします。それから営業外であります他会計補助金、これは赤字補てんですが、これが約2億1,000万円、合わせた最終的な形が純利益として1億900万円という形になっております。

D委員 バスの話が出ていたので、宿題のところにも書かせてもらっていたのですが、本当に積極的にバスに乗りたいというシニアの方からは自己負担金をとってでもいいのではないかと思います。そういう自治体もあるのだからというのが一点です。

それから、歳入の話は、考え方、視点を変えれば、結構前向きな話から、どうしたら潤うのかという議論の場だと思うのです。前回の資料5で広告やネーミングライツ、ネット競売などを検討していただいているのは、見方によっては楽しいというふうに思えます。ただ、金額的にはすごく微々たるものだと思います。でも、やることはとりあえず何でもやりましょう。そうしたら、それが収入になるのではというのが一つ提案です。

それから未収金ですね。未収金をこれからどうやって徴収するなど、積極的に収入確保していきますというお話がありましたけれども、市の第5次総合計画でも市民の自立、市民の責任というような考え方が随分入っていると思います。やっぱり責任を果たす、それはみんながそうで、こうしたら得など、別にそんなの放っておいていいというのではなく、市民一人一人が責任を果たすことによって、良いまちにしていきたいという意思表示にもつながると思うのです。しっかり徴収するというのは。モラルが良いまちになっていくってということとつながるので、やっぱり徴収していくの

は大事というふうに思います。何か理想論みたいな話で申しわけありません。

会長 はい、ありがとうございました。

幾つかのお話が入っていたと思いますが、もちろん、歳入確保策、そういう意味では確かにいろんな策を講じていくということは大事だということは、前回からも御議論していただいているところです。

先ほどネーミングライツなど、いろんな手法を使っていくべきだというお話がございました。もう一度確認ですけれども、事務局で何か財源確保策としてこういうことをやっているというのがありますでしょうか。

こんなアイデアがありますというのがあれば、ぜひお願いいたします。

事務局 ネーミングライツとか、それから公有財産の賃借契約等につきましては、近年よく他都市で行っているものでございまして、その中でも最近近隣市で行っておりますのが、インターネットを通じたネット競売というのをしております。この近辺でしたら尼崎市、芦屋市などがございます。これはどういったものかといいますと、目的を達成した車両や不動産など、今までは廃棄処分等を行っていたのですが、インターネットを通じまして、例えば消防車やパッカー車などを一般に競争入札をして、より高い額で落札していただき、財源の確保を図るというものでございます。それについては、当市も検討していくものではないかと考えております。

会長 はい、ありがとうございました。それから、今のお話の中で、いわば、未収金の徴収という話もありましたけれども、繰り返しになりますが、当然これはやっていかなければならない話だと思います。何か具体的にこういうことをやっていこう方針のようなものは、事務局としてはお持ちでしょうか。一応確認ということでお伺いさせていただきます。

事務局 私は財政担当しておりますがまた、税の責任者というのもありまして、両方の担当をしております。いわゆる税の形でいきましたら、さきほどお話申し上げたのですが、実は滞納が増えているという話をしました。ちょっとイメージつかんで

いただくために滞納額が何億ありますというのは、第1回目のときにお配りした資料にありましたが、16億、33億と言われても多分ピンとこないと思いますので、ちょっとイメージを持っていただくために申し上げます。例えば滞納者がおられます。この滞納している方で10万円以上滞納している方というのが、例えば平成17年度では約2,500件ありました。平成21年度になりますと約4,200件となっております。ただ、この内訳を見ますと、例えば1,000万円以上の滞納者につきましては、ほとんど変わりございません。例えば平成17年度には20件であったのが、平成21年度になりますと13件でございますから、ちょっと減っているぐらいになっています。ところが、10万円から49万円までの分類で見ますと平成17年度が1,910件であったのが、平成21年には3,490件となっております。全体的な傾向を見ますと、いわゆる超大口の滞納というのは、現実的に我々も滞納制度を進めておりまして、不動産の差し押さえ、それから売却、こういったものを強く進めていく中で減少傾向にあります。ただ、一方で、いわゆる少額の方の滞納、こちらのほうが増えてきているということでございます。こういった少額滞納は数をたくさんこなさなければいけません。

非常に件数が多いというものが集まりますと、集合体となりますので相当な額になっているというのが現実でございます。

したがって、今後、滞納整理をしていくというのは一言で申し上げれば簡単ですが、特に差し押さえをしていないというのではなく、こういった数をこなさなければ、回収できないというような状況に入ってきておりますので、こうなると税務当局としては、やはりある程度のマンパワーをかけて、いわゆる徴税コストをかけてでも、回収に向かわなければならぬのではないかと考えております。

会長 いかがでしょうか。

D委員 例えば、広報などで、今年度からは1軒1軒徴収に回ります。だから、

訪問される前に払ったほうがよろしいですよというPRをずっとしていくなど。ただし個別に徴収しにいくと、すごく人件費かかります。徴収額よりもかえって経費がかかるという想像もできるのですけども、広報活動を積極的にやっていくような考え方はお持ちでしょうか。

事務局 皆様もお気づきだったかと思いますが、実は昨年11月15日号で、税財政特集号というのを組みました。この税財政特集号というのは、ちょうど広報の見開きの折り込みになってたんですが、その1面は悪質な滞納は見逃せませんというタイトルだったと思います。実は、これは昨年初めて行ったのでございますが、この後、収税課という市税の相談窓口に、件数はとっていませんが、たくさんの相談者が増えました。現実的に、自主的にお納めにきていただいた方も多々おられました。逆に、市民を滞納者扱いするなというようなクレームというのは1件もございませんでした。やはり、税務当局、特に規制当局のほうからすると、言葉は悪いですけども、強く出ますよというような形をお知らせするということは、やはり一定の規制には有効ではないかというふうに思っております。昨年度は、あわせまして実は搜索というのを1件行いました。マルサの女というようなものではないのですけども、実際に個人の方の家に入りまして財産の差し押さえをしたということも、昨年、県の応援を頼みまして初めて行いました。やはり一罰百戒ではないんですけども、一定のやはり税に対する取り組みというのを知っていただく中で、やはり課税の公平性、課税というのは本来資産、あるいは所得がなければ課税されませんので、やはりかかる方というのは、それぞれなりの資産をお持ち、あるいは所得があったということが大前提でございますから、そういったあたりを御理解いただきながら、やはりしっかりと納めていただくという方向性は、広報や市ホームページなどで、知っていただきながら納めていただくということは、やはり強くお願いしなければならないし、我々も活動していかなければならないと思っております。

Ｃ委員 昨日、たまたま別の兵庫県内の市で行っている会議に出席した中で、収

入をどう上げていくかという関連した話があり、行政財産の適切な運用というのがありました。一つは、減免をしている固定資産税などです。政策目的や何かで減免措置で当面の間、減免というような形で事業スタートしたけれども、一定事業が軌道に乗っているというようなものについては、もう徴税をしていきましょうというような話でありました。それから、職員がマイカー通勤をしているような部分については、駐車料金を徴収してはどうか。つまり、行政財産の適切な運用という点では、駐車料金を取ってはどうかというようなことも、話に出ていました。そういう意味で、本来徴収すべきところから徴収するというのもそうなのですが、これまで行政財産の運用という形で減免をしていたところをきちっと徴収するなど、あるいは徴収していないところをきちっと使用料という形で徴収していくような取り組みについては、どのように考えておられるのかを説明いただきたいです。

事務局　今、C委員がおっしゃられましたように、行政財産の使用料、目的外使用料等につきましては、本市におきましても使用料の積算、使用料に関する条例で、基準を設けまして、その額を基準に市長が定めるような形となっております。行政財産目的外使用につきましては、実際取るというのが原則となっております。そのほか、民間の賃借料の関係もございますので、一律にその額で決めるということではないのですが、あくまでも条例に基づき、また近隣の価格を参考にした適正な価格というのは徴収すべきものだと考えております。その中で、今おっしゃられました減免につきましては、どういったような内容の減免制度があるのか、また、おっしゃられましたように事業改修に向けて何らかの支援のために減免をしてきたなど、そういったものについては、本来の目的は、もう達成できているのかどうかというのを考えながら適正に対応していきたいと考えております。

事務局　補足しますと、C委員がおっしゃっていただいた、前回の資料5の4ページで、そういう意味もあって書かせていただきました。

事務局　ちょっと補足してよろしいですか。

C委員のほうから御指摘のありました固定資産税の減免、政策目的など、あるいは当初の目的からして、その目的が十分達成されているなど、そういうことであれば、その減免措置については本来の姿へ戻していくというのはやぶさかでないというふうに思いますが、ただ、目的外使用につきましても、公共的な目的であるとかそういったものに照らして、検討を加えてまいりたいと思っております。

それと、先ほど、例えばという例でおっしゃったろうと思っておりますが、職員の駐車場の使用料を取ってはどうかということですが、基本的に職員については無料で駐車をしていることはありません。ただ、一部施設においては、勤務体制等々から、無料で使用しているところもありますので、そういったことについても、適切な使用料の徴収の観点から、この新たな行財政プランでは、それも一つの財源ということで適切には対処し、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

B委員 ちょっと大きな話なのですが、この平成21年度の決算ポイントに對しまして、財政指標があって、そして3番目に今後の財政運営というところを見ているのですが、ここから来る、を讀んでみますと、平成22年度が最終年度である、平成18年度に策定した伊丹市行財政運営改善計画は、改良、改善を進めた代表の健全化等々、いろいろな文言を見る限りうまくいっていると思われま。それに基づいて第5次総合計画の平成23年度から平成32年度までの10年間の計画が出ています。ですから、平成18年度から平成22年度の改善計画が、当然うまくいかなければ、次の第5次総合計画も、絵に書いたもちになってしまうと思います。やはり前提として行財政計画の平成22年度までのものが、きちっとした形でなければいけないと思います。先ほどの決算の内容説明では、法人税等に非常に問題があったと思います。今後も、良くなるという保障は、よくわかりませんが、そういうことから言えばもっと、今後の財政運営につきまして、もっと厳しい表現があってもいいような感じがするわけです。厳しい表現が、どういうふうに書いたらいいかとい

うのは、これは事務局にお任せするのですが、何かこれ見ていたら、私も一般企業に何十年も勤めていましたので、何かこういう評価のあり方は、何か物すごく甘い感じを持つわけです。もっと厳しく、それこそ平成22年度は最終年度と言いながら、現状からみたら、絵が書けないと非常に難しい点があるというような表現もあって、その中であって何とか一つ一つ努力して、そして最終的には健全な方向に持っていく。

したがって、市民の皆さんも、それから当然関係者の皆様も、そういうことに対して、もっと御協力をお願いしたいというような、何かそういう表現もどこかであってもしかるべきではないかという感じを持っています。会長はどのようにお考えでしょうか。

会長 文面には、例えば厳しい財政状況であるとかということは書いておられますので、そこはそれなりの一定の目標はあると思うのですが。もちろん、先生方それぞれ、文章、文面という意味ではいろんな、ご感想をお持ちじゃないかと思うので、要は、実際どういうふうに予算を組んでいくかということのほうが大事ですので、今はやはり当局としても、かなり厳しいという分析をお持ちなので、B委員の御発言の趣旨などは、ぜひこれからつくる行財政プランなどに、そういうのも織り込んでいただければいいのではないかと思います。これはあくまで決算のポイントの中での感想ですので、このポイントに関して言いますと、要は中身がやっぱり一番目の事実ですね。決算がどうあったかということが一番大事でございますので、もちろんそれに対する評価というのも大事でございますが、それは今これから私どもの中で、御議論いただければいいのではないかなという気はしております。事務局のほうも、そういう感想があるということについてよく踏まえて、策定していただければというふうに思います。

B委員 そういうふうな考え方で結構でございます。

A委員 先ほどの滞納の話ですが、50万円以下の税金を納めてない方が3,490件あるというお話がありました。金額的にはどのくらいですか。

事務局　　なかなか、ここで1件1件個別に説明するのはなかなか難しいのですが。

A委員　　いや、合計額で結構ですけども。

事務局　　はい。合計でいきますと、先ほどの資料で対比させましたのと同じようなイメージで申し上げますと、先ほど10万円以上で50万円未満のいわゆる少額と言われているのが1,910件あると申し上げました。先ほど、この件数は全体では2,500件あるとも申し上げました。全体の件数でいくと半分ぐらいということになります。額についていきますと、平成17年度で10万円以上50万円未満の滞納で、我々がいわゆる少額と呼んでおりますけど、これは4億円ぐらいになっています。

A委員　　本来、約10億円入ってくるものが入ってきてないということですか。

事務局　　はい、そういうことです。それが、10万円以上50万円未満というこの固まりでトータルで1,900件、4億円があるということになっております。これは、全体の中でやっぱり一番多い階層といいましょうか、一番多い固まりの群になっております。同じ対比でいきますと平成21年度にはトータルで10万円以上の滞納をしている方で4,200件ありますけど、先ほどうち10万円から50万円の範囲が大体3,490件ぐらいと申し上げたところでございますが、同じ対比でいきますとこの10万円から50万円までの範囲にかたまっている累積額は7億3,000万円程度になりました。ほかの階層を、ちょっと一つずつ言うと時間がないのですが、ほかの階層でもほとんど横ばいから若干の微増ぐらいに対して、ここの階層だけが急激に倍ぐらいに伸びているということでございます。

A委員　　平成21年度でざっと10億円近くあるのですか。

事務局　　はい。トータルでいきますと、市税滞納額は約16億8,000万円でございます。

A委員　　16億円もあるのですか。

事務局　　これは平成20年度決算で申し訳ございません。平成21年度決算です

と、これは10万円以上という分類でいけばトータルで約18億4,000万円あります。滞納というのは、どこからが滞納とするのが難しくてですね。統計上は、例えば1円でも納期を過ぎると滞納という形になりますけども、そこは、今申しましたとおり、いわゆる10万円以上の高額滞納というものに限って申し上げれば全体で18億円ございます。

A委員 これは遅れて払った人も含まれているのですか、これはどうですか。本当に払ってない方のみですよ。

事務局 基本的には、納期内納付ということですから、狭い意味では納期を過ぎると滞納ということになりますけれども、基本的にはこの統計は年度ごとに取っていますので、年度内にお支払いいただいたものは年度内完納という形で、年度を超えてお支払いをいただけなかった方はいわゆる滞納というふうにお考えいただければと思います。

A委員 こういういろんな金額を見ていますと、放っておけない金額ですよ、18億円と言いますのは。総額が増えているというのはイメージ的に何かどんどん増えてくるということですね。払ったら損だというイメージが何かあるようなことを以前テレビで見たことがあります。よく似た話で、小学校などの給食費も払わない人が増えていると聞きます。その払わない理由が今申しあげましたように、当然払って当たり前だと思っているのですが、あんまり払わない人が増えているということで、何か払うと損だというイメージがあるということで先立って払わないというケースがあるとお聞きしました。そんなことになると大変なことになりますので、それは、徴収にコストを掛けるなど、ビシビシやっていただく必要があると思います。

事務局 全くおっしゃるとおりでして、まさに今回、そういった点は非常に中心の御意見として踏まえていきたいと思っております。

今、申しましたとおり、滞納の件数も額も大きく増えたというイメージを持っていたと思います。ところが、これに対しまして、実際の差し押さえや公売、いわ

ゆる滞納処分と我々呼んでおりますが、これの実績というのは、平成17年度から平成21年度まで、ほぼ大体毎年500件ぐらいでございます。何故かと申し上げますと、やはりここはマンパワーが出てまいります。結局、件数に対して係る1年間に処分できる件数というのは、人数に限界がある以上、実際の処分、公売できる件数もどうしても限界がありますので、これは横ばいになっております。ここを処理していくという点からすると、やはりある程度の行政コストをかけて、人員の増員等も踏まえた中で考えながらいかないと、この件数はなかなか減っていかないというのが現状になっております。これは本市だけではなく、全国的な悩みというのが現状です。

A委員　でも、放っておくと、どんどん増えいくわけですね。手をつけずに放っておくと数字に表れますよね。

事務局　これは議題から離れ、若干余談になるかもしれませんが、地方税法の差し押さえというものは国税徴収法に丸投げされているのです。いわゆる国税におきましては、税務署の中に査察部というのがございまして、そもそも国税の制度というのは払わない人というのがいるというのが前提に組織が組まれているということが、これは組織的にも認められています。ところが、地方税におきましては、そもそも滞納を前提とされていないような税制制度になっておりまして、地方交付税の算定を通じて、地方の税務当局の行政体制というのは、そもそも滞納ということが余り考えられてないのが実態でございました。これまでは、それで確かによかったんだと思います。それは、先ほど来申し上げておりますとおり、法人税収入であれば法人税割がございまして、税務署に届け出たらそれで自動的に徴税ができます。また、個人につきましても、税務署に確定申告をすれば、課税データをいただけるというのが、課税の主でございまして、固定資産税についても基本的に安定した財源を取れるだろうと思われまして、ただ、これまで申しましたとおり、いわゆるこれまで給与所得者であった方が、年金所得という形で普通徴収になった場合に、これをお納めいただけない方が増えてきました。また、資産は持っているけれども現金がないということでお支払

いいただけない方も増えてきたという状況になっております。まさに地方税、我々のほうにおきまして体制を強化して、処理をしていかなければならないというようなことが現実的には増えてきているということでございます。

Ｃ委員　今、催告業務について、大体どれぐらいのマンパワーを費やしておられるのですか。

事務局　催告だけでは、なかなか数字的に挙げるのは難しいのですが、今、本市の中で、収税課という市税の収納を行っている部署があります。担当人数は、申し訳ありません。手持ちがありませんので、後ほど。

Ｃ委員　また後日で結構です。私が言いたいのは、大阪府などもそうですが、自動車税などの催告業務については、やはり行政の担当者が催告をするというのは非効率です。だから、催告のような部分については、民間にお任せをして、それで浮いた部分については、行政執行等の本来の行政職員でなければできない仕事に特化するようにすれば良いと思います。催告を行うことによって、収入も上がりますし、行政職員が個々の執行に注意を向けることによって、処分の件数も増え、全体としては一番効果的な方法ではないかと考えています。それについては、大阪府も行っていきますから、できないことはないと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局　少しA委員の御質問からそれるかもわからないのですが、先ほどマンパワーというお話が出ておまして、私は人事を扱う立場であります。もちろんおっしゃるとおり、いろんな意味でのマンパワーの部分も確かに大きな問題であります。一方で、職員のスキルみたいな部分ですが、かつてですと、この辺我々も非常に反省している部分は多々あると思っておりますが、技術というのは、そういう徴税や税に対する知識の部分が割と昔から継承されてきたような時代がありました。この辺のスキルが必ずしも十分伝わりきれてないということがあります。あるいはもっと細かい話をしますと、世代間のつながりのようなものが、かつてありましたが、ある部分ブツブツと切れたようなところがありまして、スキルがなかなか伝承されていないよ

うな問題もあります。そういう意味で言いますと、体制の充実というのは私も当然そのとおりだと思うのですが、単純に職員を増やせばいいのかという問題になりますと、一方で人件費の問題もございますので、今C委員がおっしゃっていますような、いろんなことを考えていく必要があると思います。当然、そういう徴収を行っていくというのがありますが、法律上いろんな意味で合法的に、整理をしていけるという方法もあると思われま。その部分を含めて、やっぱり職員数だけではなくて、資質というような部分も当然これから相当力を入れてやっていく必要があるというふうに思っております。

会長 はい、ありがとうございます。

事務局 それで、外部の力といいますかね。それなりの専門的な能力・知識を有する外部の力の導入ということは市税ではないですが、国保税では、コールセンターというものを委託しております。そういうところから、催告を行っているこういう動きは、市税にも当然必要だと考えておりますので、委員の皆さん方に御指摘いただければ、そういったことについても検討おこなっていかうと思っております。

冒頭ありましたように、私どもは、行政展開においては、最小経費で最大効果を生み出すということでございますし、また地方公務員の数、職員の数につきましても、定員適正化ということで、類似団体と比較をされます。そういうことで、徴税吏員の数についても、基本的には同じような社会構造というのですか、人口構造等々の類似団体と均一しております。そういった形に似通ったことで指導されているというようなこともございますので、職員数、あるいは徴税吏員を増やしていくということもなかなか難しいということになりますと、今御指摘のありました専門的な組織の力をお願いするということも一つの方策ではないかなというふうに思います。先ほど申し上げた国保におきましては、そういう効果が徐々にではありますが、出てきておることでございます。

それと、先ほど来より、市税のお話をずっとしてございましたが、先ほどA委員から

も御指摘ありましたように給食費の滞納と申しますか、未払いの問題、あるいは国保税もそうですし、その他各種使用料についても、そういった状況が散見されるということでございます。額としても国保税などは多額に上っておりますので、市税と同じように、対応していきたいと思っております。

A委員 分母を何に持ってくるというのが、ちょっとよくわからないのですが、その率と言いますか、他市の話も出ましたけども、伊丹市の滞納率が非常に高いのか平均的なのか、それとも低いのか、徴収にかかる人員もあると思われるのですが、平均からみて非常に滞納率が高い場合、人員を増やしてでもでも行わないと、先ほども言いましたけども、どんどんと雪だるま式に滞納額が増えて大変なことになると思います。そのようなことはないですか、滞納率という数字は。

事務局 率はそれぞれ、今申し上げました例えば国保税や、市民税、そういった形での率は出しておりますが、例えば、特に本市が市税の滞納率が他都市と比べて極端に悪いということではありません。

先ほど、職員の数の話で申し上げましたけれども、普通会計ベースの定員管理というのを、これまでずっとやってきております。その普通会計ベースでは類似団体で共通するような部門に職員は何名という、対比振り分けがなされておまして、税務部門で徴税吏員は大体何人ぐらいが平均値というのを勘定しておりますので、徴税吏員だけを増やしていくと、他部門への影響も出てきますので、非常に難しいというふうに思います。

会長 今、国保の話が出ましたけども、どう徴収していくかと同時に、やっぱりレベルですね。金額の数字の見直しという話が前回から出ておりますが、受益と負担の関係で、どのように使用料を見直していくかということもあわせて重要だと思うのです。何年も料金の見直しを行っていない下水道など。そういう使用料関係の見直しをやっていかざるを得ないなと思うのです。その辺何かございますでしょうか。

個々のそれぞれでなくても結構ですので、方針をぜひお聞かせいただければと思い

ます。

事務局 先にも資料でお示しをさせていただいておりますが、基本的な形としては、下水道についてもお話ありましたけど、下水道というのは汚水の、原因者が負担をしていただくべきものになっておりまして、現実的に国の財政措置につきましていわゆる雨水、雨が降ったものについては税金でということになっておりまして、汚水、いわゆる廃棄されるものに対しては汚水の原因者が負担するということになっておりますので、基本的には下水道使用料といった場合には汚水を指します。この汚水の使用料については、排出をした方々が基本的に御負担を願っていくべきもので、これにそった総括原価の考え方で料金を改正していただくべきものであろうというのが基本的な考え方だと思っております。

また、国民健康保険料について言えば、またこれは別途審議会で審議していただくことになっておりますけれど、基本的な財政のスタンスとしては、国民健康保険料というのはいわゆる社会保障制度における国民保険制度でございます。したがって、その保険の加入者が、保険料の全体の医療費の中でかかった相互の費用でおこなうものであるのですが、実際にはいろんな財政措置が既に講じられております。それでもなお出てくる保険料の徴収というのは、やはりこれは国保の加入者が基本的には料金を御負担していただくべきものであろうということは原則として考えているところでございます。そうしないと、例えば、国保に税金を入れて、国保の保険料を下げるといことになりますと、国保の加入者は大変ありがたい話になりますけれども、そのほかの健康保険に加入されている方、また他の共済制度などに加入の方は二重の保険料を支払うということになりますので、基本的には税金をもって当てるべきものという考えをまず、まずは料金で変えていただくべきものが、大原則であらうというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。そろそろ時間も迫ってまいりましたが、いかがでしょうか。もし今日発言できない部分に関しましては、次回以降また、御発言いた

たく機会あるかと思えますけども、今日、ぜひ意見したいという御意見がございましたらいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。次回以降も機会がございますので引き続き、また御議論いただきたいというふうに思います。ちょうど時間ということでございますので、今回は歳入について主に御議論をいただきました。次回以降、恐らく歳出の部分も御議論いただくことになるかと思えますので、次回以降、歳入歳出あわせて、御議論いただくということではないかと思えます。

それでは、特にないようでございましたら、事務局から、今後の会の運営につきまして説明をお願いいたします。

事務局　　そうしましたら、簡単に次回以降の御説明をさせていただきます。

資料4、資料5の2種類の資料を揃えております。資料4につきましては、以前、前回委員から御質問ありました「十分な議論の時間を取っていただきたい」ということで、2回の意見交換会というような格好で、本日第3回目と第5回目で、時間を設けさせていただきました。それと、第7回目につきましては、第6回目までの進行状況により、開催をさせていただこうと考えております。

今回、議論できなかったところについては、次回以降意見交換会の中でご意見をいただいても結構ですし、メール等で御意見等もお待ちしております。いろいろと参考にさせていただこうかと考えておりますので、お気兼ねなくメール等で御連絡いただけたら、ありがたいと思えますのでよろしく申し上げます。

今回で3回目迎えまして、もう一度この懇話会と行財政プランの関連のところを資料5で図示させていただいております。あくまでもこれは、イメージ案でございますので、まずお断りしておきます。右側に行財政プランのイメージ、これは今の現行の伊丹市行財政運営改善計画、これは六つの基本方針がございます。そのうちの基本方針と他市等の参考から、項目を列挙しております。こういった内容について行財政懇話会で、例えば、それぞれ1回目、2回目、3回目、次回までの議論の中で御意見い

ただきましたものを、それぞれの項目の行財政プランの項目の中にはめ込んで生かしていただこうと考えております。この素案につきましては、6回目の11月下旬、中期的な財政収支の見通しとともに、この懇話会でお示しさせていただきたいと思えます。このイメージの中で、いろいろな議論に上がらなかったところにつきましても、事務局で、ある一定の案などを入れ込みながら書かせていただこうと思えます。また、こういった項目も入れたほうがいいのではないかというような御意見もございましたら、メール等でいただきましたら組み込んでいきたいと思えます。

会長 ありがとうございます。また、次回以降御熱心な御審議をお願いしたいと思えます。本日はこれで終了させていただきたいと思えますが、次回以降の進め方につきまして再度、付け加えることがございましたら事務局からお願いしたいと思えます。

事務局 それでは、事務局より第1回議事録の製本の写しと第2回議事録案をただいまより、配付させていただきます。

第1回議事録については、修正の御指示をいただいたあと、発言者順に氏名をアルファベットに変換して、伊丹市役所行政経営課の行財政懇話会のホームページに掲載しております。また、第2回の議事録案を作成いたしましたので、こちらにつきましては、各委員に議事録の確認をお願いしたいと思っております。1枚目に付けさせていただいているのですが、大変恐縮ですが、9月6日月曜日までに修正などがございましたら、メール及び電話、ファクス等で、事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、前回同様、A委員、E委員に検印していただいたのち、市ホームページに掲載させていただきますので、よろしく願います。

また、次回の懇話会の日程の詳細については、後日、事務局から連絡いたしますのでよろしく願います。

会長 どうもありがとうございます。それでは、大変、本日はお忙しいところ皆さん、ありがとうございました。これで終了させていただきます。